寄稿

高校から広げる労働教育

成田　恭子
（日本教職員組合高校センター事務局長）

1．高校の教室から

「あーあ！　またかよ。」「どうした？」「これから仕事だよ。参っちゃった。」「仕方ないだろう。人生厳しいぞ。お金をかせぐって楽じゃないんだぞ。」「でもさあ、お金かせいでるわけじゃないんだよ。」

話を聞くと、アルバイト先は24時間営業のスーパーの鮮魚店。昼間働き定時制の授業に出て、授業が終わった後、また呼び出される。そんな働き方を高校１年から２年の夏まで続けてきたという。しかも夜は嫌だといっても恫喝されるように働かされ、タイムカードも押させてもらっていないという。おかしいぞ！　早速一緒に労働基準局に相談してみる。２人の高校生に対する搾取は合計200万円になった。

教師：最低賃金はすべての労働者に適用されます。アルバイトにも適用されます。都道府県ごとの地域別最低賃金と産業別最低賃金が定められています。皆さんはこの地域の最低賃金を知っていますか?
生徒：知らなーい。
教師：本県の最低賃金は○○○円です。
生徒：えー！　でも、最初の1か月はテスト期間だから半額だって言われた。
教師：それは最低賃金法違反になるね。きちんと、雇い主の人と話したほうがいいよ。
生徒：うーん。なんか面倒くさい。

宅配ピザ屋の配達のバイトをする生徒。配達時に前方の車と接触し転倒。バイクは破損し、本人もケガを負った。勤務中の事故であり、労災の対象と思われるが、罰金3万円を店から請求される。バイト先での居心地を悪くしたくないし、頑張りたくない。3万円払って泣き寝入りする生徒。

上記はいずれも組合員からの報告で実際にあったできごとである。日本中の高校のどこでもありうる。非正規、正規を問わず、多くの働く若者に起こりうる現実でもある。高校の教室から若者が置かれている労働の状況を垣間見ることができる。

「生徒たちには、労働法や社会保障制度について丹念に指導してきたが、長年の教師生活のなかでも不当労働行為に声をあげた生徒は２人しかいない。２人は30日前解雇通知を受けずに辞めさせられそうになったところを訴えて、30日分の給料を出させて辞めた。辞める覚悟がある生徒は訴えることができるが、辞めることができない状況にあれば不当な職場でも訴えることができないということだろう。」定時制高校に勤めるベテラン教員の述懐である。

2．若者の労働法の理解と職場のトラブルに対する対処のしかた

15歳から24歳の男女学生・生徒の労働法の理解についての調査（「労働関係法制度の知識の理解状況に関する調査　2008」）がある。

	意味が分かる	授業等で教わった
団結権	54.9%	54.4%
最低賃金	76.4%	39.7%
残業割り増し	52.1%	16.7%
年休	66.9%	24.5%
育休	84.8%	47.7%
介護休暇	63.7%	31.0%
未払い賃金の請求権	36.9%	15.0%
男女雇用機会均等	73.2%	72.8%
就業規則	42.6%	18.1%
労災保険	57.6%	28.7%
雇用保険	51.3%	30.4%

アルバイト先で遭遇した諸問題に対して54.9%が何もしなかったと答えている
その理由は
対処するのが面倒だったから　53.4%
どうせ何も変わらないから　30.1%
どうしたらよいか分からない　19.2%

同調査では、社会人にも同じ項目を聞き、比較している。団結権以外、社会人の方が理解度のポイントが高い。すなわち、労働関係法制度に関する知識は社会人になってからの経験によってさらに理解が深まるものであろ

う。注目すべきは問題に遭遇したときの態度である。若者は半数以上何の対応もしていない。理由はそのうちの半数以上が無気力、３分の１はあきらめ、５分の１は対処方法がわからないと答えている。

３．働く若者の孤立

2010年6月連合総研「ワーキングプアに関する連合・連合総研共同調査研究報告書Ⅰ」によると、働く貧困層について、次のように報告している。

	男性	女性
家族とのつながりが良くない・連絡しない	40.7%	11.8%
相談できる友人・知人はいない	25.6%	8.8%
雇用保険の加入状況：未加入	70.9%	44.1%
健康保険の加入状況：未加入	44.2%	23.5%
年金保険の加入状況：未加入	32.6%	2.9%

非正規で就労している半数近い人々は家族・友人・知人・社会とのつながりが希薄となっている。職場の労働組合とのつながりもほとんど回答として出てこない。保険等の加入状況も低い。「自立支援センター」「民間支援組織」「労働組合」等の支援もうけられず、助けを求める方法すら知らない。

一方、正社員の働き方も楽ではない。「名ばかり店長」、「名ばかり管理職」、成果主義による厳しいノルマが労働者を追い詰める。3年以内の離職率が高いのは決して若者のせいばかりではない。

連合「2012雇用実態調査結果」では「正規従業員数の＜減少＞企業が２割強を占めており、好調な経営状況であるにもかかわらず、経営体力の一層の強化のため、正規従業員の削減に踏み切る企業が多い」と報告されている。仕事量はおそらく増加しているだろう。人員はカットされ、正規雇用であることを理由に過酷な労働に従事しなければならない労働者。冒頭の高校生が恫喝された言葉は「職があるだけでありがたいと思え。いやならやめていいんだよ。」である。一方、非正規労働者は、辞めることができない状況にあれば不当な職場でも訴えることもできない。同じ職場にありながら正規と非正規の労働者はつながることが難しい。

若者が自らの権利行使ができない最も根底にあるものが、この孤立ではないか。

４．学校教育のなかでの労働に関する学び

労働者の権利に関する学習は、義務教育段階から各科目で行われている。

小学校６年生の社会科では憲法について学ぶ。各社の教科書は働く権利・義務とともに団結する権利についての言及がある。

中学校公民科の指導要領には、「職業の意義と役割」「雇用と労働条件の改善」「勤労の権利と義務」「労働組合の意義」「労働基準法の精神」についての言及がある。教科書には、雇用を取り巻く問題として、終身雇用、雇用の流動化、男女の雇用形態と賃金格差、ワークライフバランス、ワーキングプア、派遣労働者、非正規労働者、外国人労働者等が取り上げられている。

高校の必修科目である現代社会の指導要領には「雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせる」、政治経済には「雇用と労働をめぐる問題（中略）探究させる」と記載されている。「労働契約法」「労働安全衛生法」「労働組合法」「労働基準法」「労働関係調整法」「男女雇用機会均等法」「育児介護休業法」「労働者派遣法」「パートタイム労働法」「職業安定法」「最低賃金法」「雇用保険法」等の学習も可能だ。

家庭科や保健体育でも学習は可能だ。中学・高校の家庭科では「男女雇用機会均等法」や「育児介護休業法」等の学習が行われている。高校の保健体育では「労働災害の防止」という項目があり、教科書にも「労働安全衛生法」の記載がある。

もう一つ、学校教育のなかで広く行われているのはキャリア教育である。「生きる力」をかかげ、「学校から職業への円滑な移行」に必要な４つの汎用能力を各教科・体験学習を通じて育成しようというものだ。しかし、現行のキャリア教育は「企業側から求められる能力」を子どもたちに身につけさせること、個々人のキャリア発達を追うことに終始し、自己完結的・単線的な構造となっているという批判がある。労働法や労働者の権利の学習の実践例は少ない。中教審の2011年１月の答申では「労働者の権利や義務、雇用契約の法的意味、求人情報の獲得方法、人権侵害への対処方法、相談機関に関する情報や知識等を学習すること、また、人の人生の中で大きな要素となる『仕事』と『家庭生活』の調和の取れたライフスタイルを創造するための知識等を学習することが必要である」が高等学校の学習内容としてあげられている。

学習指導要領で労働法や雇用に言及されている箇所は多い。文科省・教育委員会は先頭に立ってキャリア教育の推進をうたっている。しかし、若者は自分たちの置かれている不当な労働条件や環境を変えていく力を身につけていない。自らの権利行使ができないのは単に知識量の問題ではない。知識を活用する力が問われる。

まず、自分たちが置かれている状態がおかしいと気づくこと、冒頭の事例のように、自分たちの不当な状態をおかしいと気づかないことは多い。その次にどうしたらいいか考えること。どうしたらいいかわからなかったら、聞けばよい。「助けて」と声を上げればよい。そして誰かにつながって職場の問題をよりよく改善する方法を考えていけばよい。困ったときは誰かに話す、助けを求める。キャリア教育でよく実践されているプレゼンテーションの技術とは異質のつながる力だ。こうしたつながる力を持たない若者が職場や社会で孤立している。

5．日教組の提起する普通職業教育[*1]

社会に出る前の若者に、自分たちは労働を通して社会に参画しているのだということ、社会はより良く変えられるということを学習する場で保障することが必要だ。

キャリア教育には大きくこの点が抜け落ちている。「企業側から求められる能力」を子どもたちに身につけさせることに終始する一方で、個々人のキャリア発達を追うことで自己完結・単線的な構造となっている。

日教組は、生活者・労働者として、社会をつくり、変えていく力を育み、民主社会の主権者としての市民を育む「普通職業教育」を提起している。普通職業教育には「労働者の権利や多様な働き方を知る」「社会や職場に起こっていることを分析的に知る」「社会と職場を協働してつくり、より良く変えていく」の３つの視点がある。以下、高校での実践を紹介する。

①労働者の権利や多様な働き方を知る

職場見学・職業体験は数多く実践されている。しかし、見学のマナーだけが強調され、働く人一人ひとりの働き方が見えずに終わってしまうことが多い。労働時間や賃金といった労働条件には触れられない。ワークルールの学習も不足している。何らかの職業に就くための学びではなく、「働く」ということそのままを生徒が感じ取ることが大切だ。高校生のアルバイト体験は生きた学習になる。

○アルバイトから労働安全衛生を考える。（東京の定時制高校の実践　保健体育　社会　特別活動・総合的学習）

「NPO法人東京労働安全衛生センター」では、高校から要請を受けて、同センターに所属する医師やスタッフが、高校で生徒を対象に、アルバイトや職場の安全衛生や健康問題について講演を行う。労働者が作業の安全性、健康づくり、職場環境の快適性を評価し、具体的に提案、実行していけるように、参加型の授業を提案している。

例えば、「ファミリーレストランで考えられる労災にはどんなことがあるだろう？」グループワークに花が咲く。

保健体育の教科書には、アルバイトにも労災はおりるとはっきり書いてある。

「そういえば、アルバイト先で皿を割って、ケガしちゃったんだけど、治療費どころか弁償させられた。あれって、おかしかったのかなあ。」

「通勤災害って、途中でコンビニとか寄ったらだめかなあ。」

②社会や職場に起こっていることを分析的に知る

ワーキングプアや派遣、偽装請負、今日の社会の問題を事実として知るだけでなく、なぜ、そのような働き方が生まれたのか。どうしたら解消できるのか。考える態度を養うことが大切である。子どもたちの「なぜ」の追求が理解を深める。

○友人や先輩の遭遇したアルバイトのトラブルから労働法が何のためにあるのかを考える。（大阪の定時制高校の実践　社会　特別活動・総合的学習）

定時制高校に学ぶ子どもたちは、職場でさまざまなトラブルに遭遇している。友人と体験を交流するなかで「自分だけではなかったんだ」という声が上がる。「自分たちの権利を守るために給与明細を取っているか、自分の労働時間を自分自身で記録しているか」という教員の問いかけも生徒にとっては驚きだ。労働法は使用者側と労働者側どちらにとって有利になっているか、組合の役割、トラブルにあったときどこに相談をするかを学習する。さらに、派遣労働と偽装請負の違いなど雇用をめぐる社会問題を分析的に考えた。学習後、生徒から、「労働組合ってどうやってつくるの」「私の働き方は違法の偽装請負ではないかと思うんだけど」という質問が寄せられた。

③社会と職場を協働してつくり、より良く変えていく

学校、職場、地域、社会は、多くの人が協働してつくっている。自分たちの「困った」を多くの人と共有し、解決する力が求められる。

○自分たちの「困った」を発信する。（大分の定時制高校の実践　社会　特別活動・総合的学習）

定時制に学ぶ子どもたちは「子どもの貧困」に少なからず影響を受けている。アルバイトで得たお金の大半を家族の生活費に当てている例も少なくない。職場でセクハラ・パワハラに遭遇しても生徒は「困った」「助けて」を発信しない。教職員で生徒一人ひとりに丁寧な聞き取り調査を行った。調査は、職場の改善や、賃金未払いを労働基準監督署と学校とが連携して解決に至ったケースにつながった。生徒にとっては、自分たちの「困った」を多くの人と共有することで問題解決できた経験が何よりの力となる。

さらに、相談窓口のＱＲコード付カードを生徒に作成させた。パウチ化し財布に入る大きさにした。職場で困ったとき「助けて」とすぐに発信できるように。

定時制高校の実践が多い。まさに、労働教育の最前線である。定時制高校以外にも、学校ぐるみで労働教育にとりくんでいる学校がある。2校紹介したい。

◇神奈川県立田奈高校のとりくみ

田奈高校はクリエイティブスクールに指定されている。これまで持てる力を必ずしも十分に発揮しきれなかった生徒を積極的に受け入れ、主体的に学び考え行動する「社会実践力」を育成することを目的とした普通科高校である。さまざまな就労支援機関や労働相談機関と連携したキャリア支援センターを校内に構築し、卒業生や中途退学生への支援にもとりくんでいる。生徒のアルバイトを積極的に学習に組み入れ、教育と雇用をつなぐ中間的就労支援「バイターン」のとりくみを展開している。

◇大阪府立西成高校のとりくみ[*2]

「子どもの貧困」問題が顕在化している地域にある。「貧困」をしっかりと理解し、立ち向かえるおとなになるための教育が必要という考えから、2007年度から「反貧困」を軸にした総合学習のプログラムを実践している。

(プログラム例)

・ワーキングプアからセーフティネットを考える

高卒求人票から正規労働者と非正規労働者の格差を考える学習。

・日雇い派遣について

日雇い派遣をテーマにしたドキュメントを見て、日雇い派遣の問題や背景を考える。

・こんなときはどうするの？

アルバイトでおかしいなと感じたことから「労働者を守る権利や制度」を学習する。

6．寅さんとアンパンマンの夢をつむぐとき

「男はつらいよ」という映画がある。寅さんはいわば個人事業主だが、1年のうちどのくらい働いているのだろうか。収入も不安定であり、働いていないときはおいちゃんやリリーの家に居候している。おいちゃんの家の隣は印刷工場だが、「労働者諸君」とよく寅さんは声をかけて入ってくる。寅さんは正規雇用の彼らを認めていても、彼らのような生き方をしたいとは思っていない。寅さんのような生き方ができるのは、寅さんの家族と地域がセーフティネットとなっているからだ。寅さんが「困った」人を連れてくるたびに地域はおせっかいな面倒をみる。

現代、寅さんの過ごした葛飾柴又のような地域性が機能しているところはほとんどない。一部の若者には家族というセーフティネットも機能していない。若者が「助けて」と発信できない要因の一つはそこにある。「困ったねえ」といいながら助けてくれる周囲がいないからだ。

田奈高校、西成高校をはじめ、高校現場は、地域や外部との連携を模索している。地域若者サポートステーション等の就労支援、若者支援のＮＰＯ等とだ。私は新しい地域性の創造だと考えている。若者が「助けて」と発信できないのはその資質のせいではない。「助けて」と発信する先の地域がないのなら、作ればいい。山形のＮＰＯプラットホームの共同代表滝口克典さんは語る。「人間のつながりを築き、社会関係資本を形成する活動が有効である。帰属する場所をたくさん作り、労働組合もあるという足し算の発想が必要だ。」

先日、漫画家のやなせたかしさんが亡くなった。同じ漫画家の吉田戦車さんの言葉が心に残った。「自分の顔を泣いている子に食べさせるアンパンマンの夢は、この世界から悲しみをなくしたいということで、自分自身の成功譚ではない。」

自分の職場や地域の問題、一人の「困った」を多くの人と共有し、より良く変えていこうという夢、寅さんとアンパンマンの夢がつむぎあわされた世界を若者に見せたい。

【参考文献】

＊1「高校カリキュラム再構築と労働教育－『普通職業教育』－」(2009年、日教組編、アドバンテージサーバー)

「働くことってどういうこと？－普通職業教育・労働教育実践集－」(2012年、日教組編、アドバンテージサーバー)

＊2「反貧困学習」(2009年，大阪府立西成高校著、解放出版社)

「＜働く＞ときの完全武装」(2010年、橋口昌治・肥下彰男・伊田広之著、解放出版社)